

「いじめによる重大事態への調査」特別委員会設置の件 (案)

「いじめによる重大事態」に関わる、被害生徒と保護者等に寄り添った、初期対応・事案の調査・調査組織・発生の防止についての調査を行うため、特別委員会を次のように設置する。

令和元年 6 月 日提出

提出者 神戸市会議員全員

1 名 称 いじめによる重大事態への調査特別委員会

2 目 的

いじめ問題の対応について、「いじめ防止対策推進法」や「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されているにも関わらず、数々の「いじめの重大事態」が発生している。学校現場や教育委員会は早期に調査を行わず不適切な対応があり、その結果、児童生徒に深刻な被害を与え、保護者等に対して大きな不信を与えており、また「神戸市いじめ問題再調査委員会」からも現状の課題が指摘・提言されたところである。今後、「いじめの重大事態」について、被害児童生徒やその保護者等に寄り添った早期対応・早期解決を促すため、発生の防止の資するために専門家と連携し、開かれた会として「いじめによる重大事態」について調査する。

3 委員定数 人

4 期 間 議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続する。

理由

神戸市会委員会条例第5条の規定により、議決の必要があるため。